

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 28 日

各都道府県情報政策担当課 } 御中
各指定都市情報政策担当課 }

総務省自治行政局地域D X推進室

地方財政法第 33 条の 5 の 14 に規定する情報通信技術の活用の推進
に関する計画の作成等に関する留意事項について（周知）

地方財政法第 33 条の 5 の 14 に規定する情報通信技術の活用の推進に関する計画（以下、「デジタル活用推進計画」という。）については、「デジタル活用推進事業債等の取扱いについて（周知）」（令和 7 年 4 月 1 日総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治行政局地域D X推進室事務連絡）（以下、「4 月事務連絡」という。）において、記載事項や提出手続について周知しているところです。

今般、第 1 回提出（提出期限：令和 7 年 5 月 7 日（水））において提出のあったデジタル活用推進計画において、記載誤りが散見されたことから、デジタル活用推進計画の様式の修正を行うとともに、提出にあたって多く寄せられた質問について、留意点として下記の通りまとめましたので、4 月事務連絡とあわせて、今後の事務の参考としていただきますようお願いします。

今後、デジタル活用推進計画を提出する際は、修正後の様式で御提出ください。
また、第 1 回提出において提出のあった団体を含め、これまでに修正前の様式にてご提出いただいている団体おかれましても、起債目的の詳細を把握させていただきたく、修正後の様式に改めて記載の上、【令和 7 年 9 月 30 日（火）】までに再提出いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 デジタル推進活用計画の記載事項

- ・ 「『自治体におけるシステム整備の考え方』への適合」欄について、自治体 DX 推進計画【第 4.0 版】（総務省令和 7 年 3 月改定）「3.(2)自治体におけるシステム整備の考え方」の趣旨を理解し、検討した上で導入されるものであることを確認し、「○」を記載した上で提出すること。
- ・ 「起債の目的」欄（E 列）について「単独事業（行政運営の効率化（共同調達））」を選択する場合には、システム名、参加予定地方公共団体及び各団体の導入予定時期が確認できる資料を添付すること。当該資料には、単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達する旨を記載すること（別添 3 参照）。
- ・ 今回新たに追加した「起債の目的（詳細）」欄（F、G 列）については、以下に沿って記載すること。
 - ① 「起債の目的」欄（E 列）について「単独事業（地域社会の諸課題）」を選択した場合には、「起債の目的（詳細）」欄（F 列）において該当する項目を選択すること。
 - ② 「起債の目的」欄（E 列）について「補助事業（新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型）」を選択した場合には、「起債の目的（詳細）」（G 列）において、該当する項目を選択すること。
 - ③ 「起債の目的」欄（E 列）について上記①又は②以外を選択した場合には、「起債の目的（詳細）」欄（F、G 列）は空欄とすること。
- ・ 「補助金」欄（J 列）については、一般会計が公営企業会計や公共的団体等への補助事業を行う場合に「○」を記載すること（国庫補助事業として実施される事業について「○」を記載するものではないこと）。
なお、「補助先」欄（K 列）が個人や民間企業等となっていないか確認すること。
- ・ 「R7 事業費」欄（M 列）について、各事業主体が地方債に関する省令に規定する様式第 1 号から第 3 号における「起債対象事業費」に記載する額と一致させること。ただし、同一の事業について、年度内に複数回に分けて協議・届出をする場合には、その合計額と一致させること。
- ・ 「情報システム等の整備に係る事業の効果」欄には直接・明確な導入効果が住民に生じるものであることが分かるように効果を記載すること。また、事業の主たる目的が住民の利便性向上であること。
- ・ 「情報システム等の整備に係る事業の効果」欄（O、P 列）について、別添 2 に掲げる対応関係を勘案して記載すること。
- ・ その他、デジタル活用推進計画の記載に当たっては、確認者がその事業内容を十分理解できる内容となっているか精査すること（個別の商品名や団体内の呼称ではなく一般的な名称を使うこと。）

2 その他

- ・ デジタル活用推進計画の提出は、予算の議決前でも差し支えないこと。
- ・ 令和7年度中に協議・届出等を予定している事業については、令和7年9月30日（火）までにデジタル活用推進計画を提出すること。なお、デジタル活用推進計画の提出は随時受け付けているが、確認結果の送付は、早期に提出した場合でも令和7年10月1日（水）以降となる。
- ・ 情報政策担当課が総務省自治行政局地域DX推進室にデジタル活用推進計画を提出する際には、適債性等について事前に財政担当課又は市区町村担当課とダブルチェックを行うこと。
- ・ デジタル活用推進計画の提出に当たっては、デジタル活用推進事業債、公営企業デジタル活用推進事業債及び緊急・防災減災事業債をそれぞれ別様とすること。
- ・ デジタル活用推進計画の提出に当たっては、別添4にデジタル活用推進事業債、公営企業デジタル活用推進事業債及び緊急・防災減災事業債それぞれの提出団体数、提出事業数、費用を記載すること。
- ・ 令和7年度同意等基準運用要綱にあるとおり、新しい地域経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル活用推進事業債の対象となるのは、「新しい地域経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」により実施する事業かつデジタル活用推進事業債の対象要件を満たすもの（地方債に関する省令附則第2条の21各号に掲げるもの）であること。

【お問合せ先】

総務省自治行政局地域DX推進室

担当：松葉、高村

メール：gyousei_dx@soumu.go.jp

TEL : 03-5253-5586

デジタル活用推進計画の記載事項等

デジタル活用推進事業債等の起債を予定する地方公共団体にあつては、デジタル活用推進計画（別添 1）を以下の要領により作成すること。

なお、提出にあたっては、デジタル活用推進事業債、公営企業デジタル活用推進事業債及び緊急防災・減災事業債をそれぞれ別様とすること。

1 デジタル技術の活用の推進に関する基本的な方針

地方公共団体における基本的な方針を具体的に記載する。

なお、各地方公共団体が独自に D X 推進に関する計画等を策定している場合には、その内容をそのまま記載することや、併せて公表資料の URL を掲載することとしても差し支えない。

2 「自治体におけるシステム整備の考え方」への適合

自治体 D X 推進計画【第 4.0 版】（総務省令和 7 年 3 月改定）「3. (2) 自治体におけるシステム整備の考え方」の趣旨を理解し、検討した上で導入されるものであることを確認し、「○」を記載した上で提出すること。

3 情報システム等の整備に係る実施期間、事業費その他の事業内容

(1) 起債の目的（E 列）

プルダウンから該当する項目を選択すること。

(2) 起債の目的（詳細）（F 列）

「起債の目的」欄（E 列）について「単独事業（地域社会の諸課題）」を選択した場合には、該当する項目を選択すること。

(3) 起債の目的（詳細）（G 列）

「起債の目的」欄（E 列）について「補助事業（新しい地域経済・生活環境創生 交付金デジタル実装型）」を選択した場合には、該当する項目を選択すること。

(4) (2) (3) 以外の場合

「起債の目的」欄（E 列）について上記 (2) 又は (3) 以外を選択した場合には、「起債の目的（詳細）」欄（F、G 列）は空欄とすること。

(5) 事業名（H 列）

整備する情報システムや情報通信機器等が分かるよう、事業名を具体的に記載する。なお、緊急防災・減災事業債については、プルダウンから該当する項目を選択すること。

関連システム（対象となる情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う当該情報システム以外の情報システム）の導入又は改修を行う場合は、改修するシステム名が分かるように記載し、併せて、関連元となる対象システムの名称を（ ）書きで記載する。例：財務会計システム（オンライン申請システム関連）

(6) 整備内容（I 列）

整備内容を具体的に記載する。

(7) 補助金（J 列）

地方公共団体の一般会計等から補助を行う場合は、「○」を記載する（国庫補助事業として実施される事業について「○」を記載するものではないこと）。

(8) 補助先（K 列）

(7)で「○」を記載した場合、補助先を具体的に記載する。

- ・地方公共団体の一般会計等から公営企業に補助を行う場合は、補助先となる公営企業の会計名を記載する。例：水道事業会計
- ・地方公共団体の一般会計等から公共的団体等に補助を行う場合は、補助先の名称を記載する。例：農業協同組合
- ・なお、「補助先」欄（K 列）が個人や民間企業等となっていないか確認すること。

(9) 実施期間（L 列）

検討、システム設計、開発、機器購入、サービス導入などの工程を年度ごとに記載する。複数年度にまたがる場合は各年度の実施内容を記載する。

(10) R 7 事業費（M 列）

百万円単位で記載する。各事業主体が地方債に関する省令に規定する様式第 1 号から第 3 号における「起債対象事業費」に記載する額と一致させること。ただし、同一の事業について、年度内に複数回に分けて協議・届出をする場合には、その合計額と一致させること。

4 情報システム等の整備に係る事業の効果等

(1) 情報システム等の整備に係る事業の効果

対象事業ごとに必要な「住民の利便性の向上」、「行政運営の効率化」又は「地域の課題解決」のいずれかの効果を可能な限り定量的に記載する。対象事業と起債の目的・記載する効果との対応関係は（別添 2）のとおり。

なお、各地方公共団体において、事業の着手後に当初想定していた効果の検証等を行うこと。

(2) 関連システムの詳細

関連システムの導入又は改修を伴う場合は、対象となる関連システムの名称、概要及び改修が必要な理由を（ ）書きで具体的に記載する。

(3) 一般会計補助金の考え方

地方公共団体の一般会計等から補助を行う場合は、事業費に対する補助額と補助対象事業者の負担額の割合や金額について、考え方を【 】書きで具体的に記載する。

5 共同調達によるシステムに関する資料

共同して調達を行う情報システムにあっては、システム名、参加予定地方公共団体及び各団体の導入予定時期が確認できる資料を添付する。当該資料には、単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達する旨を記載すること。添付資料の一例として、都道府県が市町村と合意形成の上、共同調達の方針を作成した場合の例を（別添3）として示すので参照すること。

情報通信技術の活用の推進に関する計画(デジタル活用推進計画)

団体名 ○○県●●市

1. デジタル技術の活用の推進に関する基本的な方針

「●●市DX推進戦略2025」(https://www.city.aaa.lg.jp/dx/strategy2025.html)

○ 「デジタルでつながる便利で快適な市役所」「デジタルの利便性とセキュリティのバランスがとれた高品質なサービス」「デジタルを生かした安全・安心で安定した暮らし」の価値観の下、「市政のDX」「地域社会のDX」に取り組む

2. 「自治体におけるシステム整備の考え方」への適合

○ 情報システムについては、自治体DX推進計画「3. (2)自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるものであること。

3. 情報システム等の整備に係る実施期間、事業費その他の事業内容

No.	団体(組合)名	起債の目的	起債の目的(詳細) ※起債の目的欄(E列)で「単独事業(地域の諸課題)」を選択した場合に入力	起債の目的(詳細) ※起債の目的欄(E列)で「補助事業(新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型)」を選択した場合に入力	事業名	整備内容	補助金 ※一般会計が公営企業会計や公共的団体等への補助事業を行う場合に「○」を記載	補助先 ※補助金(J列)が○の場合、具体的な補助先を記入	実施期間	R7事業費 (単位:百万円)
1	○○県○○市	単独事業(住民の利便性向上)			書かない窓口システム	書かない窓口システム開発			R6検討、R7～R8導入	100.0
2	○○県○○市	単独事業(住民の利便性向上)			オンライン申請システム	オンライン申請SaaS移行			R6検討、R7導入	30.0
3	○○県○○市	単独事業(地域社会の諸課題)	d 生活環境の維持及び管理		財務会計システム(オンライン申請システム関連)	関連システムデータ連携改修			同上	20.0
4	○○県○○市	単独事業(行政運営の効率化(共同調達))			財務会計システム	○○県DX協議会が開発するシステムへの負担金			R6検討、R7設計、R8開発	80.0
5	○○県○○市	単独事業(地域社会の諸課題)	d 生活環境の維持及び管理		インフラ用点検ドローン	点検用ドローン20機購入			R6検討、R7導入	1.0
6	○○県○○市	単独事業(地域社会の諸課題)	d 生活環境の維持及び管理		水道スマートメーター	スマートメーター2,000戸分購入に対する補助	○	水道事業会計	R7機器導入	20.0
7	○○県○○市	単独事業(地域社会の諸課題)	g 医療の確保		オンライン診療	拠点(公民館を活用)における端末・ネットワーク環境の整備に対する補助	○	病院事業会計	R7～R8拠点整備	50.0
8	○○県○○市	単独事業(地域社会の諸課題)	b 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性の向上		スマート農業機器	農家に貸与する農業散布ドローンの購入に対する補助	○	農業協同組合	R6～R8	40.0
9	○○県○○市	補助事業(新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型)		c 日常的な移動のための交通手段の確保	スマート農業機器ロック事業	小中学校の体育館の鍵をスマートロックに変更			R7機器導入	10.0
10	○○県○○市	補助事業(公立学校情報機器整備費補助金)			公立学校情報機器整備事業	学習者用端末の更新			R7機器更新	49.0
計										400.0

4. 情報システム等の整備に係る事業の効果等

情報システム等の整備に係る事業の効果 (関連システムの詳細) 【一般会計補助金の考え方】
・本人情報の入力作業や窓口における作業待ち時間(10分/人)を縮減
・窓口への来訪が不要となる。 ・申請結果の早期受取り
・同上 (財務会計システムで納付書等を発行しているが、オンライン申請システムの改修に伴う連携データ型の変更に合わせ、改修が必要となる)
・前回独自開発の財務システム更新時に比べ、開発経費を△70百万円削減 ・前回独自開発の財務システムに比べ、保守運用経費を△5百万円/年削減
・点検頻度を向上(全橋梁/年)し安全性を確保 ・点検時の道路通行止めが不要に ・人手で行っていた橋梁点検外部委託費20百万円/年を廃止
・2,000戸に係る漏水箇所の早期の把握 ・検針員の年間作業時間を15%縮減 【事業費の一部について、料金での回収が可能であるため、1/2を補助】
・●●地区(人口300人)の住民が地域で医療を受けることが可能となる ・医師の●●地区訪問診療(1回/週)が不要に 【●●地区の医療受診機会を確保するため、全額を補助】
・地域の農業事業者の所得を3%向上 ・害虫被害の低減 【国庫補助事業の補助率と同率とし、1/4を補助】
・予約事務にかかる業務量の縮減 ・災害時における迅速な避難所開設
・端末の更新による学習環境の整備

対象事業と起債の目的・記載する効果との対応関係

対象事業			起債の目的	記載する効果
①地方単独事業	ア 情報システムの導入又は改修	(ア) 住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システム	単独事業（住民の利便性向上）	住民の利便性の向上
		(イ) 行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システム	単独事業（行政運営の効率化（共同調達））	行政運営の効率化
		(ウ) 地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム（特定の者の利益を目的とするものを除く。）	単独事業（地域社会の諸課題）	地域の課題解決
	イ 情報通信機器等の整備	(ア) a 住民に対して提供するサービスにおいて当該住民の利便性向上のために当該住民及び当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器の購入（内部管理に関するものを除く。）	単独事業（住民の利便性向上）	住民の利便性の向上
			単独事業（住民の利便性向上（高等学校の学習者用端末の整備））	住民の利便性の向上
		(ア) b 地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器の購入（特定の者の利益を目的とするものを除く。）	単独事業（地域社会の諸課題）	地域の課題解決
		(イ) (ア)に掲げる情報通信機器を利用するための公共施設内のLAN整備	単独事業（住民の利便性向上）	住民の利便性の向上
			単独事業（地域社会の諸課題）	地域の課題解決
②国庫補助事業	ア 公立学校情報機器整備費補助金による事業（公立学校情報機器購入事業に限る。）		補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）	住民の利便性の向上
	イ 新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による事業		補助事業（新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型）	住民の利便性の向上 行政運営の効率化 地域の課題解決 のいずれか該当するもの

〇〇県システム共同調達方針

〇〇県〇〇部××課
令和〇年〇月〇日 制定
令和〇年〇月〇日 改訂

【共同調達の推進体制】

例：〇〇県システム共同調達協議会
〇〇県デジタル担当課連絡会議

【共同調達システムの決定方法】

例：上記推進体制において、参加団体に対してアンケートを行い、共同調達するシステムを決定する。

【共同調達の内容】

以下のシステムについて、単一の仕様書等に基づき、単一の事業者から調達する。

＜調達システム名：システムA＞

- ・参加予定地方公共団体：〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町
- ・導入予定時期：令和〇年

＜調達システム名：システムB＞

- ・参加予定地方公共団体：〇〇県、〇〇市、××市、××町
- ・導入予定時期：令和〇年（ただし、〇〇市にあっては令和×年）

デジタル活用推進事業債における対象事業例等

1. 1 (1)①ア(7)、イ(7)aに係る対象事業例

住民に対して提供するサービスにおいて住民又は職員が利用する情報システム・情報通信機器であって、待ち時間・移動時間の短縮、住民の作業負担の軽減、当該サービスの質の向上等の直接・明確な導入効果が住民に生じるものが対象となる。その事業例は以下のとおり。

対象事例
オンライン申請システム、書かない窓口システム、証明書コンビニ交付システム、公共施設予約システム、オンライン学習システム、電子図書館システム、こども見守りシステム、健康応援アプリ、母子手帳アプリ、公開型 GIS、氾濫状況モニタリングシステム、スマート除雪システム、防災情報提供システム、カードリーダー、住民窓口設置端末、キャッシュレス機器、キオスク端末、電子黒板、見守りカメラ・センサー、インフラ点検用ドローン、河川水位センサー・カメラ、降雪量センサー、フロントヤードシステムと情報連携する基幹システムの改修、マイナンバーカードアプリケーション搭載システムのための庁内システム改修、eL-QR を活用した公金収納のための財務会計システムの改修 等

※ なお、専ら地方公共団体等内部の事務処理において利用され、直接・明確な導入効果が住民に生じないものは対象外となる。その事業例は以下のとおり。

対象外事例
財務会計システム、人事給与システム、文書管理システム、税務システム、統合宛名システム、RPA、高校奨学金貸付システム、設計・工事積算・施工管理システム、環境情報システム、電子カルテシステム、設計・工事積算施工管理システム、職員業務用 PC、教員校務用 PC、庁内システムサーバ、庁内 LAN 等

2. 1 (1)①ア(ウ)、イ(7)bに係る対象事業例

地域社会の維持・発展を図る上で必要な課題を解決するために直接的に必要なものとなるものが対象となる。その事業例は以下のとおり。

対象事例
サテライトオフィス・コワーキングスペースにおける PC、営農環境モニタリングシステム、農業用ドローン、地域通貨システム、観光アプリ、バス運行情報提供システム、オンデマンド交通システム、住民向け MaaS アプリ、交通キャッシュレス機器、水道管路劣化状況点検システム、管路等劣化状況点検用ドローン、水道スマートメーター、浄水場等運転監視システム、内水氾濫に関する情報配信システム、トンネル軌道点検システム、保育所・放課後児童クラブ支援システム、保育所こども見守りカメラ、高齢者見守りシステム、介護ロボット、オンライン診療システム、遠隔画像診断システム、地域医療連携システム 等

※ なお、単にデジタル化により特定の事業者等の業務の効率化や、サービス利用者の利便性向上が図られることのみをもって地域社会の諸課題を解決するために必要なものとはいえず、対象外となる。その事業例は以下のとおり。

対象外事例
料金等情報提供システム、上下水道開閉栓受付システム、上下水道料金閲覧システム、問診システム、病院会計自動精算機システム 等

※ 1 及び 2 に例示した情報システムや情報通信機器は一般的な名称・概要を事例として示したものであり、デジタル活用推進事業債の対象となるかどうかは、令和 7 年度地方債同意等基準等に照らし、個別具体的に判断する必要があることに留意が必要。

※ 対象外となる情報システムについて、行政運営の効率化を図るため地方公共団体が共同して調達を行う場合やデジタル活用推進事業債の対象となる情報システムに関連して導入又は改修を行う場合は対象となる。

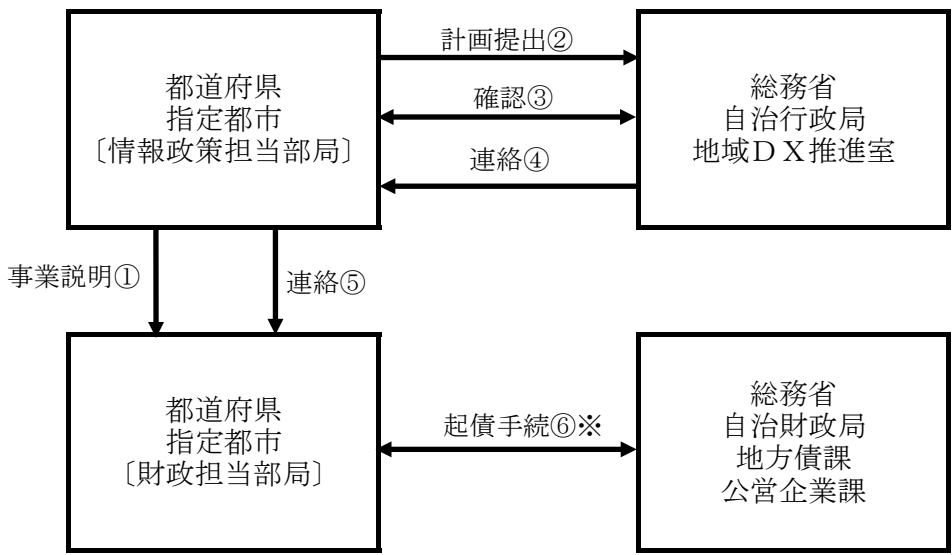
3. 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費として、以下の業務に係るシステムの標準化のために必要な経費は対象外となる。

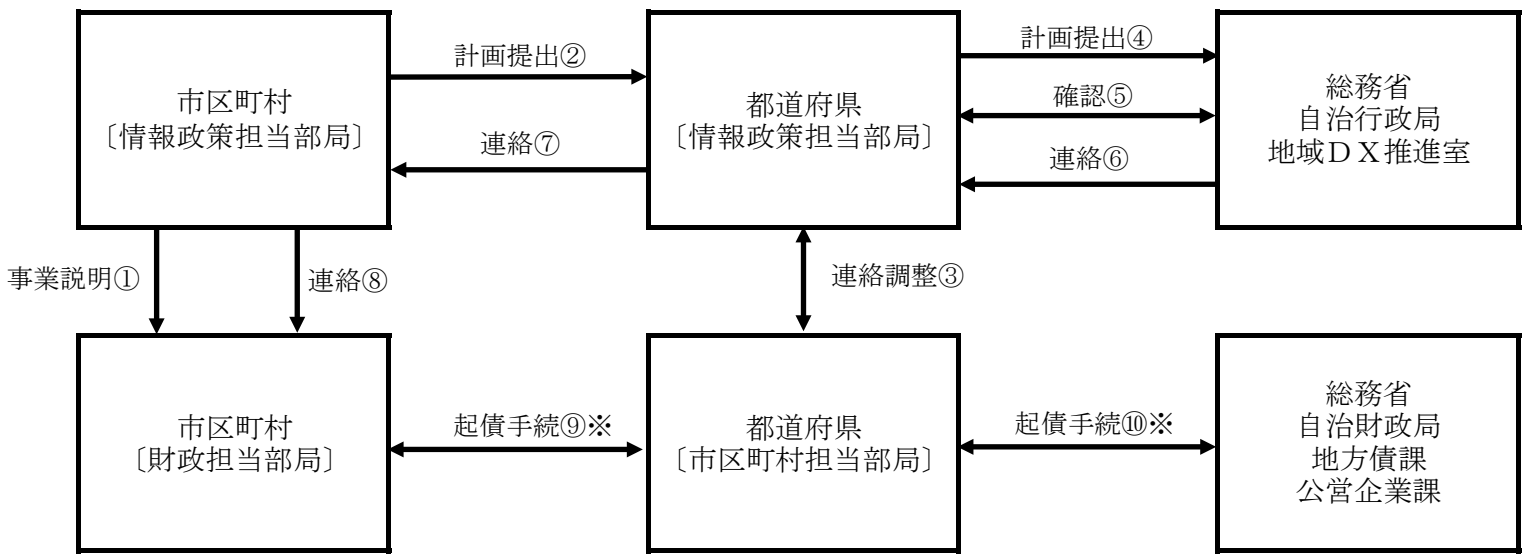
標準化の対象業務
住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、生活保護、介護保険、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子育て支援、就学

【都道府県・指定都市が事業実施者の場合】

別紙 3



【市区町村が事業実施者の場合】



（別添４）提出団体数及び事業数入力様式

< 市町村提出団体数 >

団体

< 市町村事業数等 >

	①デジタル活用推進計画		②公営企業分		③緊防債分			
	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数計	費用計（百万円）
①単独事業（住民の利便性向上）							0	0
②単独事業（行政運営の効率化（共同調達））							0	0
③単独事業（地域課題の諸課題）							0	0
④単独事業（高等学校の学習者用端末の整備）							0	0
⑤補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）							0	0
⑥補助事業（新しい地域経済・生活環境創生交付金）							0	0

< 県庁分事業数等 >

	①デジタル活用推進計画		②公営企業分		③緊防債分			
	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数	費用（百万円）	事業数計	費用計（百万円）
①単独事業（住民の利便性向上）							0	0
②単独事業（行政運営の効率化（共同調達））							0	0
③単独事業（地域課題の諸課題）							0	0
④単独事業（高等学校の学習者用端末の整備）							0	0
⑤補助事業（公立学校情報機器整備費補助金）							0	0
⑥補助事業（新しい地域経済・生活環境創生交付金）							0	0